

美幌町自治基本条例 逐条解説改訂内容について

美幌町自治基本条例の見直しに検討に関する答申書の意見に基づき、自治基本条例逐条解説を改訂しましたので報告いたします。

自治基本条例	逐条解説	答申書	逐条解説 改訂後
<p>(町民参加の対象)</p> <p>第 13 条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めるものとします。</p> <p>(1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し</p>	<p>(1)・「総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は見直しを行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。 ・「総合計画の基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総合計画の最上位に位置づけられるものです。「総合計画の基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市計画マスタープラン、行政改革大綱及びその実施計画等が該当します。 	<p>2 第 13 条 (町民参加の対象)</p> <p>町民参加が必要なものとして、各施策の基本となる計画の策定や見直しについて挙げられていますが、<u>どの計画が町民参加に必要な計画であるかなど、わかりづらい面がありますので運用面での整理に努められたい。</u></p>	<p>(1)・「総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は見直しを行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。 ・「総合計画の基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総合計画の最上位に位置づけられるものです。「総合計画の基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市計画マスタープラン、行政改革大綱<u>など、総合計画を支える主な個別計画及びこれらに準じる計画等を指し、町民生活に影響のある計画等</u>が該当します。